

学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年九月九日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

佐賀県教育委員会規則第十二号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（昭和三十二年佐賀県教育委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出しを「（設置、廃止等の届出）」に改め、同条中「令第二十五条の規定による学校」を「、市町立の幼稚園、小学校又は中学校」に、「及び」を「又は」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、これらの規定中「申請しなければ」とあるのは、「届け出なければ」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。